

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「LPS4資産分散ファンド(慎重型)／(安定重視型)／(バランス型)／(成長重視型)／(積極型)」(以下「各ファンド」といいます。)につきまして、投資信託約款の変更を予定しております。これに伴い、平成 28 年3月 29 日に書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたします。

1. 変更の内容

各ファンドの信託期間を「無期限」から「平成 33 年5月 28 日まで」に変更するものです。

2. 変更理由

各ファンドについては、純資産残高が少額にとどまっており、運用品質を堅持して商品提供を全うするという観点から、満期償還日を設けた方が適切であると判断したものです。

また、満期償還日の設定とともに、今後の純資産残高の状況によっては信託期間の延長が可能となるよう、規定を追加いたします。

なお、NISA口座で平成 28 年に購入されたお客様の非課税期間は平成 32 年 12 月末となりますので、今般の満期償還日設定による非課税期間の影響はありません。

3. 書面決議の方法

平成 28 年3月 1日現在における各ファンドの受益者の皆様に対して、議決権行使書面を送付いたしますので、議決権を行使される場合は、賛成または反対される旨をご記入いただき、平成 28 年3月 28 日までに、当社宛てに書面をご返送ください。なお、議決権を行使されない場合は、本決議に賛成したものとみなします。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り約款変更を行い、平成 28 年4月 25 日から適用いたします。

* 各ファンドは、受益者が解約請求によるお申込みを行ったときは、当社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われるため、各ファンドの約款の規定に基づき、本決議に反対された受益者が受託会社に対して買取請求を行うことはできません。

以上

平成 28 年3月 1日
東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
東京海上アセットマネジメント株式会社